INITIAL
VALUATION
PROPOSAL

株式会社サンプル 御中

株式価値の目安

初期提案資料

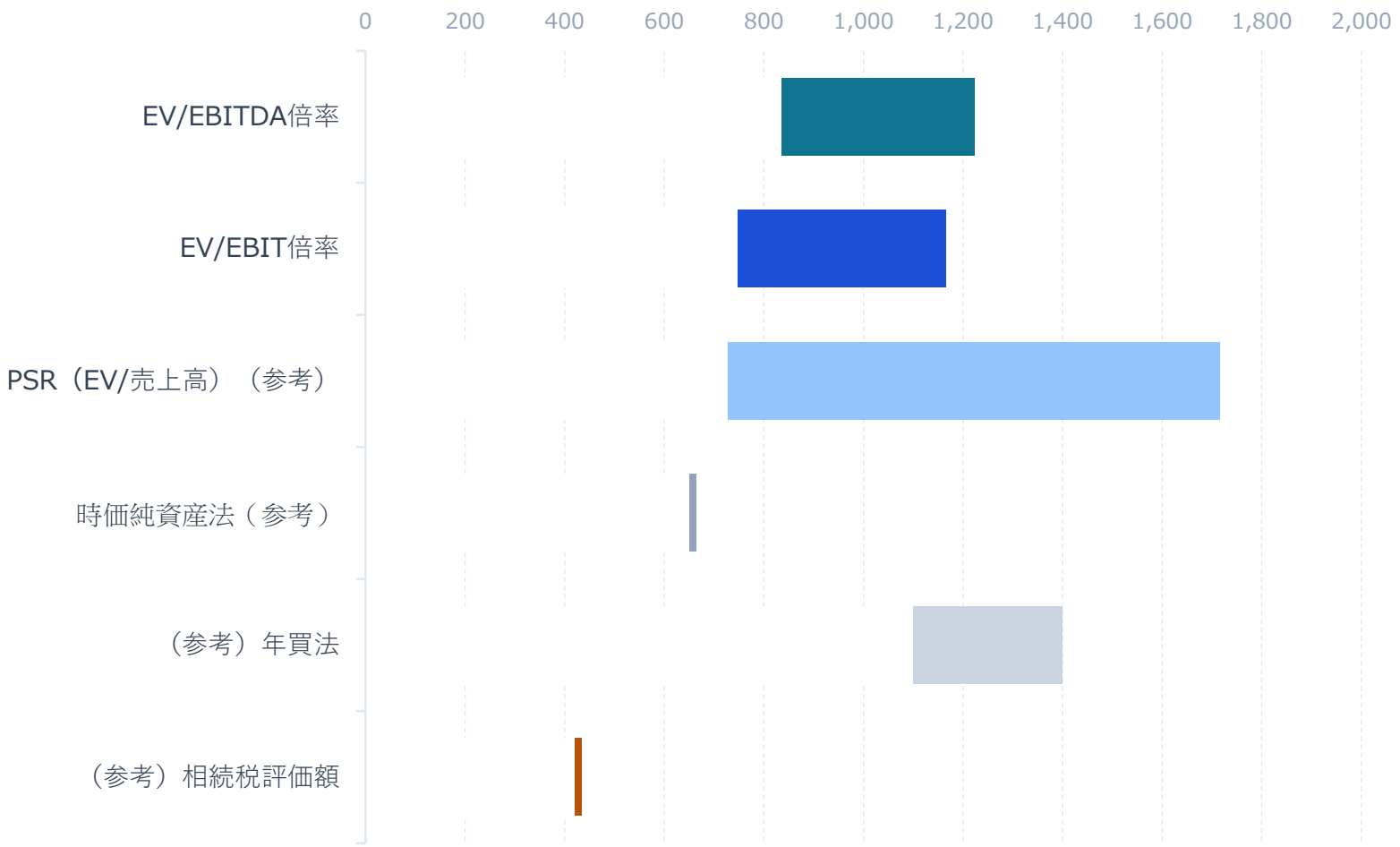
2026年3月期の決算書と、上場類似会社の倍率にもとづく概算

〇〇税理士事務所

2026年11月

株式価値の目安は 約8.3億円～11.7億円

上場類似会社の倍率（類似会社比較法）で算定し、EV/EBITDA倍率・EV/EBIT倍率（重なる範囲）を目安としました（単位：百万円）



株式価値の目安

835～1,166

百万円

EV/EBITDA倍率・EV/EBIT倍率（重なる範囲）

EV/EBITDA倍率	**835～1,221**
EV/EBIT倍率	**748～1,166**
PSR（EV/売上高）（参考）	**728～1,716**
時価純資産法（参考）	**650**
（参考）年買法	**1,100～1,400**
（参考）相続税評価額	**420**

倍率法：上場6社の25%～75%点×（1−規模・非上場の割引30%）

財務数値の要約

決算書から転記した数値です。役員報酬や一時的な損益の調整は次の段階で行います（単位：百万円）

損益の要約

	2025年3月期	2026年3月期	増減率
売上高	1,080	1,200	11.1%
営業利益（EBIT）	128	150	17.2%
営業利益率	11.9%	12.5%	
減価償却費	28	30	
EBITDA	**156**	**180**	**15.4%**
EBITDAマージン	14.4%	15.0%	

純資産とネットキャッシュ（2026年3月期末）

簿価純資産	600
＋ 資産の含み益（税効果考慮後）	50
時価純資産	**650**
現預金	350
－ 有利子負債（借入金・社債・リース債務）	200
ネットキャッシュ	**150**

出所　各期の決算書（損益計算書・貸借対照表・販売費及び一般管理費の明細）。
参考　相続税評価額 420百万円（財産評価基本通達にもとづく算定値）

採用した類似会社と倍率

東証「情報・通信業」を中心に、事業内容・規模が近い上場6社（単位：百万円）

コード	会社名	決算期	時価総額	事業価値(EV)	売上高	EBIT	EBITDA	EV/売上高	EV/EBIT	EV/EBITDA
4743	アイティフォー	2026/3	42,447	33,776	23,101	3,859	4,292	1.5x	8.8x	7.9x
3916	デジタル・インフォメーション・テクノロジー	2026/6	27,607	21,715	25,546	3,053	3,131	0.9x	7.1x	6.9x
4828	ビジネスエンジニアリング	2026/3	76,049	64,008	24,442	6,412	7,345	2.6x	10.0x	8.7x
4847	インテリジェント ウェイブ	2026/6	38,491	34,462	17,247	2,076	3,788	2.0x	16.6x	9.1x
3826	システムインテグレータ	2026/2	5,404	3,066	5,217	595	711	0.6x	5.1x	4.3x
4719	アルファシステムズ	2026/3	45,906	25,832	40,722	4,945	5,234	0.6x	5.2x	4.9x
							25%点（下限に使用）	**0.7x**	**5.7x**	**5.4x**
							中央値	**1.2x**	**7.9x**	**7.4x**
							75%点（上限に使用）	**1.9x**	**9.7x**	**8.5x**

選定基準

① 同じ業種（東証33業種）
② 主な事業が近い
③ 規模が大きく離れていない
④ 倍率は EV と指標がプラスの会社のみで計算

倍率の計算式

事業価値(EV)＝時価総額＋有利子負債−現預金
EV/売上高＝EV÷売上高
EV/EBIT＝EV÷営業利益
EV/EBITDA＝EV÷（営業利益＋減価償却費）

基準日・出所

株価：2026年10月5日時点
財務：各社の直近通期の決算開示
倍率：小数第2位を四捨五入して表示

04　計算過程

どのように計算したか

株式価値＝対象会社の指標 × 類似会社の倍率 ×（1−割引30%） ＋ ネットキャッシュ（単位：百万円）

手法	対象会社の指標	倍率	割引後の事業価値	ネットキャッシュ	株式価値
■ EV/EBITDA倍率	EBITDA 180	5.4〜8.5x	685〜1,071	+150	**835〜1,221**
■ EV/EBIT倍率	営業利益 150	5.7〜9.7x	598〜1,016	+150	**748〜1,166**
■ PSR（EV/売上高）	売上高 1,200	0.7〜1.9x	578〜1,566	+150	**728〜1,716**
■ 時価純資産法	時価純資産 650	—	—	—	**650**
→ 結論：EV/EBITDA倍率・EV/EBIT倍率（重なる範囲）					**835〜1,166**

割引30%の考え方

上場会社は株式をいつでも売買でき、規模も大きいため、倍率をそのまま当てると中小企業の価値を高く見積もりがちです。初期の目安として割り引いています。案件に応じて変更できます。

補助・参考の手法

PSRは利益率の差を反映しないため補助的に、時価純資産法は価値の下支えとして示しています。年買法（時価純資産＋営業利益×3〜5年＝1,100〜1,400）は中小M&A仲介の慣行として参考に示すもので、結論には含めていません。

相続税評価額と売買価格は、なぜ違うのか

同じ株式でも、目的によって評価の物差しが異なります

	相続税評価額	M&Aの売買価格（本資料の目安）
目的	相続・贈与の課税額を公平に計算する	売り手と買い手が合意する価格の出発点
物差し	財産評価基本通達 （類似業種比準価額・純資産価額）	稼ぐ力に対する市場の評価（利益×同業上場会社の倍率）
比べる相手	国税庁が公表する業種平均（配当・利益・純資産）	同業の上場会社の事業価値（株式市場の評価）
のれん	純資産価額には自社で築いたのれんが含まれない （類似業種比準は利益を一部反映）	利益×倍率として価値に含まれる
当社の場合	**420** 百万円	**835〜1,166** 百万円

売却するか、親族・役員に引き継ぐかで、使う評価額と税負担が変わります。次ページ以降で比べます。

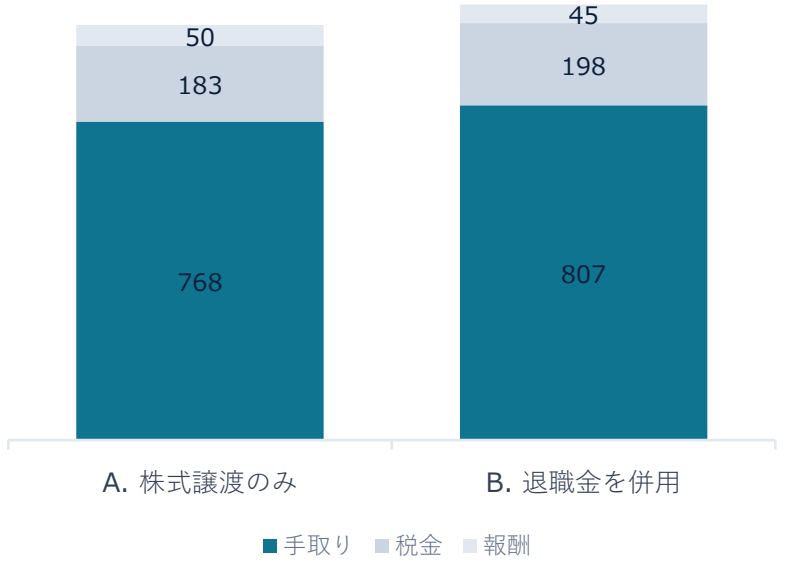
06　手取りの比較

売却したら、手元にいくら残るか

譲渡価額10億円（目安の中央付近）で試算。役員退職金を組み合わせると手取りが増える場合があります（単位：百万円）

	A. 株式譲渡のみ	B. 役員退職金を併用	差（B−A）
株式の譲渡			
譲渡価額	1,000	900	▲99.6
仲介・FA報酬（レーマン方式・税込）	▲49.5	▲45.1	+4.4
譲渡所得税・住民税（20.315%）	▲182.9	▲164.6	+18.3
役員退職金			
退職金	—	150.0	+150.0
退職所得税・住民税	—	▲33.8	▲33.8
手取り合計	**767.6**	**806.8**	**+39.2**

受取総額の内訳



前提　取得費は概算取得費（譲渡価額の5%）。報酬は株式価値を基準とし最低報酬なし。税額は所得税・復興特別所得税・住民税の合計。退職金は功績倍率法の目安（最終報酬月額×在任年数×功績倍率）。退職金の支給で会社の純資産が減る分、譲渡価額が下がると近似（法人実効税率33.58%）。

07　承継方法の比較

誰に、どう引き継ぐか

承継の方法によって、使う評価額・オーナーの受け取り・税負担が変わります

	親族内承継（相続・贈与）	役員・従業員承継（MBO）	第三者承継（M&A）
使う評価額	相続税評価額（420）	当事者間の価格。税務上の時価に留意	買い手との交渉価格（目安 835〜1,166）
オーナーの受け取り	原則なし（株式を引き継ぐ）	後継者からの売却代金	売却代金（手取りの目安 768〜807）
主な税負担	相続税の目安 50 （事業承継税制で納税猶予の可能性）	譲渡所得課税（20.315%）	譲渡所得課税（20.315%） 退職金は退職所得課税
買い手の資金	不要	後継者が借入・ファンド等で調達	買い手企業が用意
向いている場合	親族に意欲と経営力のある後継者がいる	社内に経営を任せられる人材がいる	社内外に後継者がいない／成長のため大手の傘下に入りたい

参考：売却して現金（手取り 768）で相続した場合の相続税の目安は 124。株式のまま相続する場合（50）より税負担は増えますが、手元に残る財産の額も異なります（相続税は配偶者が半分を取得し配偶者の税額軽減を適用、他の財産なしの概算）。

08　次の段階

詳細な株式価値の算定へ

本資料は決算書2期分にもとづく目安です。ご検討が進んだ段階で、次の手順で精緻化します

1

資料の収集

決算書・内訳書・事業計画など、算定に必要な資料をご用意いただきます（下記）

2

収益力の調整

役員報酬・交際費・一時的な損益を調整し、実力の利益（正常収益力）を確定します

3

類似会社の精査

事業内容・規模・成長性を個別に確認し、採用する会社と倍率を確定します。DCF法の割引率（β・資本構成）もここから求めます

4

DCF法による算定

事業計画からキャッシュフローを見積もり、③で求めた割引率で現在価値に割り引きます

5

税務の精査

取得費の実額、役員退職金の適正額、事業承継税制の適用可否を確認し、手取りを確定します

① でご用意いただく資料

・直近3期の決算書・勘定科目内訳書・法人税申告書
・固定資産・保険積立金の明細、不動産の評価資料
・事業計画（今後3〜5年。なければ一緒に作成します）
・役員報酬の内訳・役員退職金規程・株主名簿